

生活保護基準の引下げに反対する会長声明

1 政府は、本年 8 月 17 日、「平成 25 年度予算の概算要求組換え基準について」を閣議決定した。そこでは、同月 10 日に成立したばかりの社会保障制度改革推進法（附則 2 条）において、「給付水準の適正化」を含む生活保護制度の見直しが明文で定められていることを受け、社会保障分野も聖域視せず、生活保護の見直しをはじめとする合理化・効率化に最大限取り組み、極力圧縮に努めることが明記されている。

一方、厚生労働省は、生活保護基準に関して、本年 7 月 5 日に発表した「生活支援戦略」中間まとめの中で「一般低所得世帯の消費実態との比較検証を行い、今年末を目途に結論を取りまとめる」とし、本年 9 月 28 日には「生活支援戦略」に関する主な論点（案）」を発表した。この中で同省は、稼働層の生活保護受給者が増加しているということを前提に、生活保護の適用を厳格化するための施策を提示したり、不正受給対策強化の必要性を強調して、被保護者管理のための施策を提示したりしている。さらに、本年 10 月 22 日には、財政制度等審議会の財政制度分科会が、医療扶助の自己負担制度導入も提言するに至っている。

また、厚生労働省が公表している平成 25 年度の予算概算要求の主要事項には、生活保護費を抑制するための「生活保護基準の検証・見直しの具体的な内容については、予算編成過程で検討する」と記載されている。

これら一連の事実から、来年度予算編成過程において、生活保護法第 8 条に基づき生活保護基準を設定する権限を有する厚生労働大臣が、生活保護基準の引下げを行おうとすることは必至であると思われる。

2 このように生活保護基準の引下げに向けた動きが出ていていることには、近時の生活保護受給世帯の増加や、不正受給の問題が喧伝されるようになったことが影響しているよう思われる。

しかし、生活保護受給世帯の増加に関して「生活支援戦略」に関する主な論点（案）」は、稼働層の生活保護受給者が増加しているということを前提としているものの、1980 年（昭和 55 年）から 2009 年（平成 21 年）の年齢別被保護人員の推移を見ると、大きく割合を増加させているのは 60 歳代と 70 歳以上の高齢者であって（27%→52%）、40 歳代までの若い層はむしろ割合が減少している（59%→33%）のである。すなわち、生活保護受給者が増加している最大の原因は、我が国の年金制度が脆弱であるため、高齢者の貧困問題に対応できていないことにあるといえる。

また、不正受給の問題についていえば、不正受給額が生活保護費に占める割合は金額ベースで 0.4% 弱で推移しており、特段その割合が増加していることはないのであるから、最近になって生活保護受給者が悪質化しているというべき事情もない。それにもかかわらず不正受給問題をベースにして議論を進めていけば、正当な受給者の受給にまで弊害が及びかねない。

以上のように、近時生活保護についていわれている問題点は、生活保護基準

を引き下げるべき根拠とはならないのである。

- 3 そもそも、生活保護は、憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためのものであって、その基準は我が国における生存権保障の水準を決する極めて重要なものである。

すなわち、生活保護基準が下がれば、最低賃金の引上げ目標額が下がり、労働者の労働条件に大きな影響が及ぶ。また、生活保護基準は、地方税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準など、福祉・教育・税制などの多様な施策の適用基準にも連動している。生活保護基準の引下げは、現に生活保護を利用している人の生活レベルを低下させるだけでなく、市民生活全体に大きな影響を与えるのである。

このような生活保護基準の重要性に鑑みれば、その在り方は、社会保障審議会生活保護基準部会などにおいて純学術的観点からの慎重な検討を踏まえて、広く市民の意見を求めた上、生活保護受給当事者の声を十分に聴取して決されるべきである。十分な検討もなされないまま拙速に引下げが決せられることなど到底許されることではない。

- 4 平成22年4月9日に厚生労働省が公表した「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」によれば、我が国の生活保護の捕捉率（制度の利用資格のある者のうち現に利用できている者が占める割合）は2、3割程度と推測されている。

当会では、本年11月28日に「全国一斉生活保護ホットライン」に連動した電話相談を行い、予想を上回る多数の相談に対応したが、そこにおいても受給が可能な所得水準であるにもかかわらず生活保護を受給されていない方からの相談が数多くあった。

今般の『生活支援戦略』中間まとめにおいて厚生労働省は、低所得世帯の消費支出と生活保護基準の比較検証を行い生活保護基準を取りまとめるとしているが、生活保護の捕捉率が極めて低く、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている「漏給層（制度の利用資格のある者のうち現に利用していない者）」が大量に存在する現状においては、低所得世帯の支出が生活保護基準以下となるのは当然である。これを根拠に生活保護基準を引き下げるなどを許せば、生存権保障水準を際限なく引き下げていくことにつながり、合理性がないことが明らかである。

- 5 よって、当会は、来年度予算編成過程において生活保護基準を引き下げることに強く反対する。

2012年（平成24年）12月26日

静岡県弁護士会
会長 湧美利之